

【全ト協助成金】

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成

北ト協へ特例教習の受講、準中型免許、外免切替講習の受講の助成金申請をする場合、北ト協の交付要綱の他、下記の内容を満たす会員については全ト協からも助成を受けることができます。ご確認のうえご申請ください。

《助成対象期間》

令和7年4月1日～令和9年2月26日に受講修了または取得したもの
(高等学校新卒者等で入社前の在学中に準中型免許を取得した場合も対象)
※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します

《助成対象・助成額》

指定自動車教習所等に支払った費用のうち、以下の上限額まで助成します。
(会員1事業者あたり上限30万円)

助成対象	助成額
特例教習の受講	受講費用の1/3 (上限10万円)
準中型免許 ・ 新規取得 (準中型AT限定免許を含む)	上限40,000円
準中型免許 ・ 5トン限定解除	上限25,000円
外免切替講習の受講	受講費用の1/2 (上限4万円)

- ※1 通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外です。
- ※2 北ト協と全ト協の助成額計が取得額を上回る場合、全ト協助成額を減額します。
- ※3 従業員等が個人で受講また免許取得費用を支払った場合は対象外となります。
- ※4 「外免切替講習」とは、指定自動車教習所等が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいいます。

《助成金交付要件》

1. 特例教習・準中型免許取得について (①～④をすべてを満たしていること)

- ① 令和7年4月1日以降に当該従業員を運転者として採用していること
- ② 令和7年4月1日以降に、指定自動車教習所等で特例教習を受講修了または準中型免許を取得していること
- ③ 運転者が平成元年6月2日以降生まれであること
- ④ 申請時に当該事業者にて在籍、運転者として従事していること

2. 外免切替講習の受講について（①～④をすべて満たしていること）

No.	要件	確認書類
①	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること	・ 合格証明書
②	特定活動の在留資格を取得していること（在留資格欄が「特定活動」または「特定技能1号」であることを確認）	・ 在留カード ・ 在留資格認定証明書の写し
③	令和7年4月1日以降に外免切替（普通免許または準中型免許）の技能・知識確認に合格していること（在留カード等の場合は在留資格欄「特定技能1号」を確認。運転免許証の場合は交付日が講習日から半年以内であることを確認）	・ 在留カード ・ 在留資格認定証明書 ・ 運転免許証等の写し
④	申請時に当該事業者にて運転者として在籍していること	・ 雇用保険被保険者通知書等の写し ・ 賃金台帳等の写し

《申込方法》

北ト協の様式1・様式1の2および必要書類に加え、下記（1）または（2）の書類を地区ト協または北ト協へ郵送（持参可）してください。

※5 外免切替講習の受講については、上記の確認書類を加えてください。

（1）運転者の健康保険証の写し（国民健康保険は対象外）

書類の種類	取り扱い・注意事項
従来の保険証の写し	発行済みであれば有効
マイナ保険証のみ保有の場合	雇用確認ができないため、雇用保険被保険者通知書や雇用契約書（労働条件通知書）の写しをご提出ください。 ただし、パート・アルバイトの運転者については、運転日報、点呼簿、運転者台帳等をご提出ください。

（2）雇用保険被保険者通知書等の写し

会社名・入社年月日が公的に確認できるものに限り、申請直前のものを添付してください。

【マイナ免許証のみ保有の場合の対応】

券面から免許情報が確認できないため、「マイナポータル」へのログインまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」で免許情報を表示した画面を印刷して提出してください。

《その他の要件等》

北ト協「運転免許取得等支援助成金交付要綱」に準じます。